

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分委託業務仕様書

1 適用

本仕様書は、橋梁再塗装工事に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分委託業務（令和7年11月28日入札）に適用する。

2 業務内容

本業務は、「R6徳土 亀浦港櫛木線（堀越橋） 鳴・鳴門土佐泊浦～瀬戸堂浦 橋梁塗装工事（1）（担い手確保型）」 他第2分割までの工事及び「R6徳土 瀬戸撫養線（明神横断歩道橋） 鳴・瀬戸明神 橋梁補修工事（担い手確保型）」で発生した、PCB及び鉛を含む塗膜くず並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集・運搬及び処分を行う業務である。

（1）委託業務箇所

【堀越橋】 収集場所：徳島県鳴門市瀬戸町堂浦阿波井（堀越橋 隣接現場ヤード内）
運搬先：受託者の無害化処理認定施設

【明神横断歩道橋】 収集場所：徳島県鳴門市鳴門町高島浜中（高島高架橋 高架下資材置場内）
運搬先：受託者の無害化処理認定施設

（2）対象廃棄物の性状、荷姿等

【堀越橋】

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物 注）廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 6,171	ドラム缶（蓋付き） （容積） 200リットル/本 （重量） 23kg/本	本 83	kg 1,909
	使用済み防護服等	3,350			
	計	9,521			
廃棄物と容器の総重量			11,430 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している。
封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 33本、使用済み防護服等 50本
- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB(含有) 0.57mg/kg
鉛(含有) 110000mg/kg
クロム(含有) 1900mg/kg
鉛又はその化合物(溶出) 100mg/l
六価クロム化合物(溶出) 0.01未満mg/l

【明神横断歩道橋】

ウ 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物 注 廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	321 kg	ドラム缶（蓋付き） （容積）	本 12	kg 258
	使用済み防護服等	385	200リットル/本 （重量）		
	計	706	21.5kg/本		
廃棄物と容器の総重量			9 6 4 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している。
封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 2本、使用済み防護服等 10本
- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

エ 廃棄物に係る試験結果

PCB(含有) 1.4mg/kg
鉛(含有) 72000mg/kg
クロム(含有) 400mg/kg

(3) 履行期間

令和7年12月2日から令和8年3月31日まで（120日間）

3 適正な処理のために必要な情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の6第1号の規定に基づく通知事項）

(1) 対象廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿に関する事項	} 2の(2)による。
(2) 対象廃棄物のPCB濃度	
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし
(4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
(5) その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるため、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。

4 業務区分別条件

(1) 収集・運搬

- ア 廃棄物を受託者の処分場まで運搬すること。
- イ 運搬車両は、受託者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。
- エ 廃棄物は、委託者（徳島県）がドラム缶(200リットル/缶)の中に保管しているので、その状態のまま、収集・運搬するものとする。
- オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分（中間処理）

- ア 廃棄物及び容器を無害化処理すること。
中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物（無害化後の容器）の評価額を差し引いて見積もること。
なお、契約締結後において評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わない。
- イ 委託後の計量の結果、廃棄物（容器を含まず。）の重量が、2の(2)の重量と異なることを委託者（徳島県）と受託者の両方で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。
※計量の結果は、橋梁の種類ごとに分けてとりまとめるものとする。
- ウ 処分場は、受託者が管理している許可処分場とすること。

5 その他

- (1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、紙によるものとし、その用紙は、受託者が用意すること。
- (3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。
なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外（紙による）とする。

位置図

業務名：低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分委託業務

収集場所
(堀越橋_ドラム缶)

収集場所
(明神横断歩道橋_ドラム缶)

「出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成」

